

資料 7 給水装置工事における技能を有する者

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（水道法施行規則第36条第2項）

この水道法施行規則のもと、東広島市水道局指定給水装置工事事業者規程第13条第1項第2号に規定している技能を有する者の資格名称と施工範囲は下表のとおりとする。

資格名称	施行範囲	分岐穿孔	切管分岐又はメーターまでの配管	(参考)メーター以降の配管
東広島市水道局		○	△	—
東広島市給水装置穿孔技術者講習会	修了者 (平成14年度まで開催)			
公益財団法人 給水工事技術振興財団		○	○	○
給水装置工事配管技能検定会	合格者 (平成24年度から開催)			
給水装置工事配管技能者講習会	修了者 (平成23年度まで開催)			
給水装置工事配管技能者	認定者 (給水装置工事配管技能者認定協議会)			
公益社団法人 日本水道協会		—	○	○
配水管工技能講習会	修了者			
一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会		—	○	○
日本ダクタイル鉄管協会接合講習会	修了者		DIPのみ	DIPのみ
配水用ポリエチレンパイプシステム協会		—	○	○
水道配水用ポリエチレン管配管施工講習	受講者		PEPのみ	PEPのみ
広島市水道局旧配管工	資格取得者 (平成9年度まで開催)	—	○	○
職業能力開発促進法に規定する配管技能士（一級～三級） (建築配管作業)		—	△	○
職業訓練校の配管課程	修了者	—	△	○
その他市長が技能を有すると認めた者		—	—	△

注1：施工範囲について、○は施工可、—は施工不可、△は条件付きで施工可とする。

注2：△については、工事経歴書及び施工実績書の提出により配管技能が有ると市長が確認し、認めた場合に限る。